

外国人材の受入れ・共生のための 総合的対応策検討会（第2回） 議事録

第1 日 時 平成30年9月28日（金） 自 午後 2時00分
至 午後 4時05分

第2 場 所 法務省20階会議室

第3 議 題 （1）外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に係る取組の現状・課題・対応策
（2）指定都市市長会及び民間支援団体における多文化共生への取組に係るヒアリング

第4 議 事 （次のとおり）

議

事

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） それでは、定刻になりましたので、第2回外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会を始めさせていただきます。

皆様、お運びいただきまして、どうもありがとうございます。

本日も、第1回に引き続きまして、副議長であります私、入管局佐々木が司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお申し上げます。

まず初めに、第1回に御欠席されていた有識者の先生について、御紹介をさせていただきたいと思います。

上智大学法学部教授、岡部みどり委員です。どうぞよろしくお願いいたします。

岡部委員 よろしくお申しいたします。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） また、本日は、指定都市市長会及び公益財団法人浜松国際交流協会の方にヒアリングにお越しいただいておりますので、私からお名前を御紹介させていただきます。

まず、関谷聡横浜市国際局国際政策部政策総務課担当課長様です。

横浜市（指定都市市長会代表） 関谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 松岡真理恵公益財団法人浜松国際交流協会主幹・多文化共生コーディネーター様です。

浜松国際交流協会 松岡です。よろしくお申しいたします。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります前に、事務局から配布資料の確認をさせていただきます。法務省大臣官房秘書課外国人施策推進室長 それでは、事務局から配布資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料を御確認いただければと思います。

まず、議事次第と配席図がございます。

そして、本日の資料としまして、3種類の資料を御用意してございます。

まず、資料1でございますけれども、これは、前回の検討会の配布資料と同一のもので、表題に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に係る取組の現状・課題・対応策」というタイトルの資料でございます。

それから、資料2として、ヒアリング出席者からの資料でございます。指定都市市長会、公益財団法人浜松国際交流協会から提出いただいているものでございます。

それから、資料3につきましては、有識者の先生からの提出の資料でございます。佐原委員、それから村上委員から御提出をいただいているものとなっております。

資料3のうち、佐原委員から提出いただいた資料につきましては、後ほど総合的対応策の項目3に関する意見交換の際に御説明いたします。

資料については以上でございます。お手元でございますでしょうか。もし不備のある方がございましたら、恐れ入りますが、お近くの職員までお申し付けいただければと思います。資料につきましては以上でございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） それでは、議事に入ります。

まず、議事1の総合的対応策に係る取組の現状・課題・対応策につきまして、事務局から

説明させていただきます。

法務省大臣官房秘書課外国人施策推進室長 資料1を御覧いただければと思います。

本日も、総合的対応策の検討の方向性の項目2の「多文化共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動」、項目3の「生活者としての外国人に対する支援」について検討することを考えてございます。前回の検討会で、今回検討すると御案内していた項目3のうちの(1)から(3)を中心に議論させていただきたいと思っております。

まず、資料3ページ目の項目3の「(1)円滑なコミュニケーションの実現」についてでございます。これは、「日本語教育の充実、日本語教育機関の適正な管理及び質の向上」というところでございますけれども、ここでは、地域日本語教育実践プログラム、日本語教室が開設されていない空白地域解消への支援、外国人に対する日本語学習教材の開発・提供を引き続き実施するほか、日本語教師の養成カリキュラム等の支援事業拡大、日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備について検討することとしております。

また、3ページ目の最後の部分でございますけれども、留学生関係としまして、日本語学校を包括的に管理する行政機関がないため、教育の質を評価する仕組みがないことから、そうした枠組みを検討することとしております。

続いて4ページ目でございます。「行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備」では、地方公共団体等の相談窓口との協働や連携を検討するほか、生活、就労に関する外国人向けの政府横断的なガイドブックを作成することとしております。

次に、5ページ目の「(2)暮らしやすい地域社会作り」では、「地域における多文化共生の取組の促進・支援」において、外国人の支援に携わる方への継続的な情報提供の検討や支援者同士のネットワークを構築することとしております。

「医療・保健・福祉サービスの提供」では、マニュアル作成や電話医療通訳の利用促進等を通じて、医療機関の受入れ体制の整備を進めていくとともに、未収金発生を防止するため、民間保険の加入を推奨することとしております。

「公営住宅・民間賃貸住宅等への入居支援」では、外国語版契約書の普及、在留資格を持つ外国人の入居のための取組を推進していくこととしております。

続いて、6ページ目の「防災対策等の充実」では、外国人被災者への情報伝達支援のため、自治体におけるコーディネーター養成を目的とした研修を実施することとしております。それから、「防犯・交通安全対策の充実」では、外国人コミュニティーが犯罪組織等に悪用されないよう、防犯講習等の活動を実施しているほか、高齢の外国人運転者の増加を踏まえた認知機能検査など、交通事故防止策をより一層推進することとしております。

次に、7ページ目の「(3)子供の教育の充実」ですけれども、「外国人児童生徒の教育の充実」では、日本語指導教員の確保や資質能力の向上のための取組の推進、日本語指導が必要な児童生徒に対し学校生活を継続させること、高校生向けキャリア教育等への支援を検討することとしております。さらに、夜間中学につきましては、全都道府県での設置を促進し、就学機会の提供等の措置を講ずることとしております。

最後になりますけれども、8ページ目の「就学の促進」では、外国人の子供の教育に関して、より多くの地域での就学促進に向けた取組を推進するとともに、少年の健全育成を図るため、学習支援活動等に取り組むこととしております。

説明は以上でございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） これらの取組につきましての意見交換の時間は、後ほど設けさせていただきます。

続きまして、議事２の指定都市市長会及び民間支援団体における多文化共生への取組に係るヒアリングに移らせていただきます。

指定都市市長会様、公益財団法人浜松国際交流協会様からの発表に当たりまして、資料２を御覧ください。

それでは、先ほど御紹介させていただきました、まず関谷様からお話をお伺いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

横浜市（指定都市市長会代表） 横浜市国際局の企画担当の課長をしております関谷と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

資料は、私ども、指定都市市長会を代表いたしまして、横浜市から御用意させていただいたホチキスどめの資料２と右肩に書いてあるものと、別添資料と書かせていただいた指定都市市長会の提言となっております。１５分ほどお時間を頂いておりますので、御説明できればと考えております。

まず、ホチキスどめの資料の「１指定都市市長会 国への提言」と書かせていただいたところから御説明させていただきますが、こちらに関しましては、７月２３日に指定都市市長会議第４５回を開催いたしまして、地域における外国人材の更なる活躍に向けた取組の推進に関する提言を採択いたしまして、８月３日、国に対して提出をいたしました。林文子横浜市長から、指定都市市長会を代表し、菅官房長官に直接要望を行わせていただいたところでございます。

要請内容について、詳細はこちらの提言書の中に書いてございますが、かいつまんで御説明させていただきますと、やはり指定都市においても、持続可能な成長を実現していく上では、地域経済を支える中小企業などの人手不足が非常に喫緊の課題となっているところでございます。また、外国人材の方々が、地域社会で活躍するための環境整備も重要でございます。その２点について要望させていただきました。

要望の中で、今後の生活環境整備などに向けては、地方自治体の意見も聞いていただきながら、推進組織などの設置も検討していただきたいということをお願いさせていただいたところですが、早速こういう形で自治体の意見を聞いていただく場を設けていただいたことには、改めまして感謝申し上げます。今後推進する、検討する組織なども設置が見込まれているということですので、引き続き、私どもの意見なども御参考にしながら検討いただければ、幸いにございます。

なお、要望を行いました際に、菅官房長官からは、コメントとして、指定都市市長会として、本件について単独で要望されたことを受け止めて、政府としても来年度に向けてしっかり取り組んでいくとお答えをいただいたところでございます。

次ページにまいりまして、スライド番号２番、３番でございますが、こちらでは、横浜市の在住外国人の状況について説明させていただいております。指定都市市長会という形では２０都市ございますが、その中でも、本日は私ども横浜市の取組を中心にお話しできればと考えております。

こちらに、棒グラフで書かせていただきましたが、現在２０１８年時点で、外国人は横浜市内に約９万５，０００人お住まいです。この１０年間で２割以上増加したという状況でござ

ざいまして、特に2014年以降、毎年3,000人から5,000人、前年比平均で5%アップということで、それくらい増えている状況です。恐らく31年度には10万人を超える見込みでございまして、横浜市の総人口374万人おりますので、そのうち大体2.5%が外国人という状況でございまして。

定期的に、外国人の方々に意識調査を行っているところでございまして、直近ですと、この3番に書いてございまして、平成25年度、5年前に外国人意識調査を行いました。かなりの方にアンケートなど依頼したんですけども、回答数としては1,500ということで、それでもなかなか外国人の方々の意見1,500という数でまとまって徴集できるというのはなかなかないので、何かの御参考になればと考えております。

その中で、困っていることや心配していることは何ですかという問いに対しては、やはり日本語の不自由さということが、だいたい4分の1の方々が感じておられるということで、ただ、裏を返すと、4分の3ぐらいの方はそんなに日本語に困っていないんだというのは意外な結果でございました。あと、仕事探しとか税金というのは、これは日本人でも困っていることですのでちょっと置いておいて、外国語のできる病院・診療所がないというのが、同じような聞き方をしているんですけども、3か所ほど出てまいります。上から3番目と5番目と8番目ですね。若干、聞き方が悪かったのかと思いますが、複数回答でこのような結果が出ているということは、かなり医療に関して不自由を感じている外国人の方が多いということが、我々としても認識をしているところでございまして。

次のスライド番号4番、5番の説明をさせていただきたいと思っております。

ただいま御覧いただいたような外国人のニーズに添えていくため、横浜市における在住外国人支援の体制というものを、図で書かせていただきました。まず、横浜市は、多文化共生関連の政策、施策の策定というところを担っておりまして、その下に、地域国際化協会、これは総務省の指針に基づく言葉をお借りしますと、地域国際化協会というカテゴリーになるんですが、外国人支援のための中間的、中核的な支援組織として、横浜市交際交流協会というものを置いてございまして。こちらがコーディネート役を担いまして、地域のNPO団体やボランティアの方々、また市内に国際交流ラウンジというものを設けておりますので、そういったところが外国人支援の現場となり、在住外国人への多言語での情報提供ですとか生活相談、日本語学習等の支援などを行っているところでございます。

国際交流ラウンジ、これは、区ごとに置いておりまして、現在横浜には18の区があるんですが、そのうち11か所に整備されています。横浜市の区というと、大体人口でいうと10万人から、大きいところで30万人規模ですので、小さい市ぐらいの規模はあるんですけども、そのぐらいの規模に1か所ずつ、こういう外国人のための相談、情報提供施設を設置している状況です。また、NPOやボランティアの団体の方々は、今のところ451団体でございます。これは、33年度末までには500団体まで引き上げていくというのが、横浜市の中期計画での目標に掲げているところですが、正直なところを申し上げますと、これだけ団体があると、本当にピンキリでございまして、中には、プライベートな私立の国際交流ラウンジのような機能を果たしているような団体もあれば、実際には自分たち、ボランティアの方々自身が日本語を教えることを目的としてサークル的なところもございまして、そういったところのレベル感をどういうふうに整えていくかということが、我々横浜市としての課題と認識しているところでございまして。

下のスライドにまいりまして、5番、「生活相談の取組」でございますが、実際にどのような体制で生活相談を行っているかということ、国際交流ラウンジというのが主な相談施設ということでございます。国際交流ラウンジ11か所あると申し上げましたが、その11か所で1年間にどれぐらいの相談が寄せられるかということ、こちらに書かせていただいたように、29年度の実績で約2万2,000件でございます。これは、全て外国人の方からの相談というわけではなくて、4分の1から5分の1ぐらいは日本人の方、日本人で外国人を支援している方々の御相談ということになっています。大体1万5,000~6,000件ぐらいは、外国人の方々ですね。同じ方が何度も相談にいらっしゃるようなこともあるのが実情でございます。

その中でも多い相談内容として幾つか挙げてみました。通訳ですとか翻訳に関する相談というのが大体5,000件ぐらい、日本語学習の支援が3,000件ぐらいです。子供の教育に関する相談というのも1,000件ぐらいでございます。また、それ以外ですと、書いていないんですけども、医療の関係だと800件ぐらいで、あとが在留資格というちょっと大きな枠で囲ってしまっていますが、在留資格に関する御相談も300件ほどございます。それで、在留資格に関しては、なかなか横浜市としてはお答えしづらい部分もありますので、こういったところは、特定の機関の方々に御相談をさせていただいているところです。

鶴見区というところがございます国際交流ラウンジの多言語での相談対応ということで、1週間ございますが、土日も含めて対応しております。英語、中国語、ハングル語などの外国人人口の多い言語をはじめ、ポルトガル語、スペイン語、またタガログ語などございますが、今一番横浜で急激に増えている外国人がベトナム人でございます。一方で、ベトナム人支援のための人材が非常に手薄いところがございます。今後、私どもとしても、ベトナム人支援のための人材をどういうふうに育成していくかということが、非常に大きな課題となっております。

次の6番、7番のスライドを御説明させていただければと思います。

生活相談に次いで、私どもが力を入れているのが、日本語学習支援でございます。横浜市内の市民の団体ですとか、NPOなどによる地域の日本語教室が、先ほど451の団体の中の日本語教室に特化してみますと、約120の教室が開催されています。それを、横浜市国際交流協会、地域国際化協会による日本語教室を運営、支援するというような形で全域的に取り組んでいるところです。ただ、その地域の日本語教室ですが、本文中に書かせていただいたとおり、指導者の数が大体20人以下という、比較的小規模な教室が主体となっています。また、ただ単に日本語を教えるだけではなくて、生徒の家族や友人との国際交流なども交えて実施しているところが非常に特徴的です。

主な担い手としては、主婦の方だったり、商社などで働いていた方、海外のメーカーなどに勤めていた方がリタイアされて、ボランティアとして活躍しているというケースが多いようでございます。ただ、先ほど来申し上げておりますとおり、こういう日本語教室も非常にレベル感が様々でございます。それを少しでも整えたいということで、横浜市の国際交流協会による、例えばボランティア向けの研修会ですとか、その取組事例を相互に発表し合ってノウハウを学び合うような機会を設けて、運営支援・連携を行っております。

日本語教室の空白地域への開設支援的な国の支援制度は、文化庁でお持ちでいらっしゃって、既にいろんな空白地域での新しい日本語教室の開設に取り組んでおられるところだと思

うんですが、実際にこのように120を超える教室があるような我々横浜市などの地域においても、非常に、率直に申し上げて、財源的な課題というものは大きいと感じております。それは、レベル感を整えていくための財源的な課題、例えば、教材の提供ですとか、日本語教室の研修の受講とか、そういったものです。是非空白地域だけの開設支援だけではなくて、既存の日本語学習教室に対する支援メニューなども御検討いただければということで、これは、平成29年度に文化庁に要望させていただきました。今後も引き続き、その点要望させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと考えております。

今申し上げたのは、どちらかという大人、生活者としての外国人向けの日本語学習なんですけれども、次の7番のスライドでは、「日本語指導が必要な児童生徒への対応」ということで記させていただいております。大人の外国人の増加に伴いまして、特に外国人の方々の定住化、家族化が進んだことによりまして、10年間でその子供の数は約2倍となっております。全国的なペースよりも増加の傾向、非常に強いという状況でございます。

次の7番、8番のスライドです。次のページでございますが、「日本語指導が必要な児童生徒への対応」ということで、平成29年に日本語支援拠点施設「ひまわり」というものを、横浜市の教育委員会で開設いたしました。これは、来日間もない児童・生徒向けの施設でございます。学校向けの、学校に入る前のガイダンスですとかプレクラスといったような模擬クラスのようなものですね、そういったものを行いまして、日本語が不自由な、まだ慣れていない児童・生徒の不安を解消する取組を進めてございます。こちら、文科省の日本語指導のための補助制度というものを8分の1ほど活用させていただいて開校したものでございます。

また、これらの日本語と同じぐらい、外国人の方のニーズとして高かった防災、医療に関する取組でございますが、地域における取組ということで、簡単にまとめさせていただきました。

防災に関しましては、一番大きなものとしては、震度5強以上の地震が起きたときに、外国人震災時情報支援センターを設置して運営することとしております。外国人の方からの相談、問合せ等への対応、これは、在住外国人だけではなくて、恐らく観光客などの外国人の方々の対応もすることになるかと思っております。また、外国人の方々が地域の防災拠点、避難所などに避難された場合、通訳ボランティアなどを派遣するとか、そういった調整も行う予定です。

実際に東日本大震災の際は、外国人の方からの問合せがかなり多い状況でございまして、例えばガスとか電気とかに関しても、私どもの相談センター、支援センターなどで対応したところでございました。

医療に関しましては、医療通訳派遣事業というもので、これは、神奈川県呼びかけによって、県内の市町村が協力して行っているところです。英語ですとか中国語、韓国語など、そういったメジャーな言語はもちろん、平成29年度からはフランス語も追加いたしまして12言語対応になりました。フランス語は、フランス人向けというよりは、アフリカからの方々も実は増えておりまして、そういった対応で言語を追加したものでございます。29年度には、横浜市内だけで2,700件の御利用がございまして、その前の平成28年は3,486件、大体ならずと年に3,000件ほど通訳を派遣している状況でございます。これは、横浜市の状況でございますが、神奈川県全体では大体6,000件ぐらいです。これは、

神奈川県補助金なども入れまして、毎年600万円ほどで運営しているところです。大体1件、1,000円ぐらいというようなところで、医療通訳の派遣を行っているところです。医療専門の通訳を派遣するというよりは、一般的な通訳を派遣するような形が中心だと聞いております。

最後のページでございますが、9ページ、9枚目のスライドと10枚目のスライドでございます。今まで申し上げてきたのは、外国人に対する支援という視点でございましたが、やはり日本人と外国人の相互理解に向けた地域の取組も非常に大事になってきております。中国から来日した方が増えた地区がございまして、自治会、町内会の方々が不安に感じられ、区役所に対して要望が寄せられました。ごみ出しのマナーなどを守っていただけないとか、そういったところが中心になりまして、もともと横浜市というのは、非常にごみの分別が15種類ぐらいあって細かくて、日本人でも分別するのが難しいところではあるんですけども、外国人の方々が、協力していただけないで、非常に困っているとか、そんな要望が寄せられたところです。

その対応を行うため、国際交流ラウンジにコーディネーターを配置いたしました。それから、日本人、外国人、それぞれにヒアリングを実施しまして、日本人による地域のニーズ、あるいは外国人からの地域へのニーズというものを把握して、それらをまとめて、外国人に知ってほしいこと、あるいは外国人が知りたいことなどをまとめた多言語のしおりというものを作成して、2018年度、今年度から配布しているところでございます。今日、お持ちできればよかったんですけども、また後日何かで御提供できる機会があればと考えております。

最後の10枚目のスライドですが、「外国人材の受入環境整備に向けた機能強化の方向性」ということで、提言をさせていただければと考えております。

やはり、今後の機能強化に向けては、中核的、中間的な団体である地域国際化協会の機能強化が最重点の課題ではないかと考えております。そのコーディネート機能を強化することによって、外国人支援の現場である国際交流ラウンジですとか、NPO、ボランティアの方々への支援メニューの拡充あるいは支援のレベルの向上といったものが見込めるのではないかと考えております。

具体的に、そのメニューというのは、対応言語の増加ですとか、対応日数の増加、今までは隔日で特定の言語しか対応できなかったものを、ある程度固まった形で、しっかりと毎日対応できるような形に持っていくことも必要ではないかと私たちは考えてございます。それに向けましては、ぜひとも国においては、外国人支援に関わる標準的なガイドラインみたいなものを御検討いただければということも考えているところでございます。福祉的な見方として割り切ってしまうのもどうかという考えもあるかもしれませんが、ある程度ナショナルミニマム的な考え方も必要になってくるのではないかなというのが、私ども、外国人に接する現場として感じているところでございます。

地方自治体としては、そういったガイドラインを踏まえつつ、地方の実情を考慮しながら取組を推進していければと思っております。また、そういった取組は、国と地方自治体との費用を負担し合う仕組みづくりというものも、併せて検討していければと考えておりますので、よろしくお願いたします。

大変手短ではございますが、15分経過いたしましたので、私ども、指定都市市長会を代

表して、横浜市の「外国人材の受入環境整備に向けた取組」を御紹介させていただきました。御清聴いただきまして、どうもありがとうございました。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 詳細な御説明ありがとうございました。

それでは、引き続き、松岡様から民間団体としての取組等につきまして、お話を伺いたいと思います。よろしくお願いたします。

浜松国際交流協会 浜松国際交流協会の松岡と申します。よろしくお願いたします。

資料は、A4の横長の1枚と、浜松市の国際交流協会が、浜松市から二つのセンターを受託しております浜松市多文化共生センターのパンフレット、そして浜松市外国人学習支援センターのパンフレットで、3枚になります。主には、A4枚の紙を中心に御説明をしていきたいと思ひます。

まず、浜松市の外国人住民の特徴ですが、浜松といえば、皆さんウナギと思われるかもしれませんが、最近餃子も盛んなんですけれども、ブラジルの方が非常に多く有名かと思ひます。以前は、本当にブラジルの中で「Hamamatsu」というお店があるほど、要するに、人材派遣会社が日本というよりも浜松に派遣するという形で、浜松に向かってブラジル人の方、日系人の方が中心に来るといふような現象がありました。それぐらい、浜松の中ではブラジル国籍の方が非常に多いです。

2008年のリーマンショック直前がピークでしたが、そのときには、外国人住民の方が3万人ほどいまして、そのうち約2万人がブラジル国籍の方でした。リーマンショック以降、ブラジル国籍の方は減っていましたが、この2年ほど、少し数が戻ってきました。8,000人まで落ちましたが、今9,000人ということで、直近ですと9,180人ぐらいになっております。ブラジルの方が、それでもまだ多いということです。その次、フィリピン、中国、そして、横浜市の方もおっしゃっていましたが、ベトナムの方がこの一、二年非常に増えてきています。そして、ペルー、韓国、インドネシアです。また、フィリピンの方も、特に日系のフィリピン人の方が増えていまして、以前は中国の次に3番目だったんですが、今現在は2番目ということになっております。浜松でもブラジルの方が多いですが、最近は多国籍化といふか、他の国の国籍の方が増えてきているという現象があります。

また、在留資格で見てみますと、特徴としましては、永住者の方が半数、そして、そのほかの定住者や日本人の配偶者等のビザの方を足していきますと、8割の方が長く住んでいく人となっております。

浜松の特徴としまして、このように日系のブラジル人をはじめとした身分系のビザで来日した方が多いといふことが言えます。といふことは、例えば、技能実習生ですと企業、留学生ですと大学とか日本語学校といふことで、受入れ主体がはっきりしていますが、身分系のビザで来日した特に日系人の方たちといふのは、受入れ主体がはっきりしておらず、生活する人といふことで、自治体が受入れ主体となって、住民として対応していくといふ形で、ここ30年間やってきたといふことです。

そのような中で、今、浜松市のバックボーンとしましては、浜松市多文化共生都市ビジョンといふものがあります（資料2番目）。2013年から5年計画で、現在、今年度から第2次といふことでビジョンが動いております。ポイントとしましては、多様性を生かすといふことです。これは、以前ですと、外国人の方を支援するといふことが非常に強い視点としてありましたが、外国人の方を支援する対象として見るのではなくて、協働していく、一

緒に街を作っていくという，そういう視点でやっていくということがポイントになってきています。これは，外国人，日本人という分け方ではなくて，全ての人は多様性を持っているということで，全ての人のためのビジョンということが特徴になっています。

その背景としましては，日本人が多様化している現実というものがあります。特に浜松市の場合，人口80万都市ですが，子供には，同級生に外国人，外国にルーツを持つ，外国につながる同級生がいるのが当たり前の状況になっています。日本国籍を持っていても何かルーツを持っているとか，場合によっては，日本のルーツだけれども外国生まれだとか，本当にいろんなパターンがありまして，そもそも日本人が多様化しているという現実があると言えます。

そのような中，浜松国際交流協会，H I C Eと書いてハイスと読みますが，私たちの取組の姿勢を説明します（資料3番目）。H I C Eは市の外郭団体ですが，1番目として行政の枠を超えた柔軟で迅速な取組，そして，2番目として外国人当事者の力や視点を生かしていく，3番目としまして，私たち専門職としてコーディネートをしていくということを考えてやっております。これらについては具体的な事業のときに，説明していきたいと思います。

資料4番目に移りますが，当協会の事業は，四つの柱があります。一つは多文化共生のまちづくり，分かりやすく言いますと，外国人住民への直接的なサービスというものが中心になってきます。それに対応するような形で，グローバル人材育成と書いてありますが，受入れ社会の理解と変容を求めていくもの，具体的に言いますと，国際交流とか国際理解，多文化交流だとか，そういうものになってきます。この2点を支える方法論としまして，ボランティアや市民活動支援，要するに，多くの方，市民の皆さんとやっていきたいと思います。そして，情報収集・提供ということで，四つの柱でやっております。

その中で，具体的に重点事業を中心に御説明をしていきたいと思います。

資料右側の5番になります。

外国人への多言語相談のサービスというものが，やはり人権保障として一つ大切なもので，全国的にこれは取り組んでいると思うんですが，当協会の特徴的なものとしてしましては，メンタルヘルス相談です。ブラジル人の心理士，ブラジルで心理学を修めた職員を2名配置しております。1名は当協会でも相談，カウンセリングのようなことをやっております。そして，もう1名は精神科医受診の際の同行通訳をやっています。この同行通訳をやってみたところ，外国人の子供の発達障害が非常に多いということが分かってきております。ただ，統計データとしては非常に難しく，出てこないんですが，実際こちらに来る同行通訳の依頼としては，年にもよりますが，3割から4割ぐらい，子供の発達障害のニーズ，その発達障害の支援機関にかかるための通訳というものが非常に多くなってきております。

そのような中で出てきた話ですが，ペアレントトレーニング，発達障害を持つ子供の親が，その子にどうやって対応していくかというトレーニングですが，それをポルトガル語やスペイン語でそのまま伝えていく，それができる外国人の指導者を育てていくということも，現在やっております。このようなことで，全国各地に外国人の相談員はおりますが，当協会では相談に終わらずに，そこから必要なニーズを取り出して企画化をしていくということで，外国人当事者の力や視点を生かした中で，ペアレントトレーニングの指導者養成ということも，今現在やっております。

2番目としまして，日本語教育です。日本語学習支援というのも，自立のために，外国語

相談のサービスと対になる形で非常に重要なものだと考えております。当協会で特徴的なことは、浜松版日本語コミュニケーション能力評価システムに基づいた日本語教室を運営しているということです。

生活者としての外国人の方々は、日本語を文法の積み上げ形式で順番に学んできている方ではなくて、日常生活の中で耳で覚えて使って、日本語ができるようになってきている方が多いです。そういう方ですと、日本語はしゃべれているけれども、丸から丸まで言えない、ちょっと文章になっていないというようなことであったりとか、実は読み書きがうまくできないとか、いろんな方がいらっしゃいます。そういう方たちのコミュニケーション能力を上げていく。結局、企業で一番重要視されるのは、まずコミュニケーション能力、それから読み書きということになっていくわけですがけれども、そのコミュニケーション能力をきちんとまず測っていく。測った上で、こちらの協会での日本語教室での目標を設置してやっております。この日本語コミュニケーション能力評価システムに関しましては、文化庁の委託事業としまして3年ほどかけて開発して、これに基づいてやっております。これは、市の委託により、行政が保障する日本語教育としてやっております。

そして、一方、こういう行政の保障する日本語教育とは別に、交流の場としての日本語教室もやっております。例えば、おしゃべりタイムというものを協会で行っているんですが、そのほかにも、いろいろなNPOですとか市民グループが日本語教室を展開しております。今現在、日本語教室といいますと、どうしてもボランティアベースでやるという発想が非常に全国的に強いと思いますが、これはやはり、今後国がきちんと整備を、外国人の受入れを整備していくに当たりましては、やはり行政の保障する、ある一定のレベルまでは行政が保障する日本語教育というものが必要だというふうに考えてやっております。

そして3番目、これは、次世代育成ということでやっております。不就学ゼロ作戦事業、そして、外国人の若者のキャリア支援、そして小学校に入る前の就学前の子供と保護者支援というものを、最近重点事業としてやっております。

この中でも、不就学ゼロ作戦事業というものが非常に特徴的な事業です。これは、皆さん御存じのとおり、外国籍の子供たちは就学の義務がありません。そのために、浜松の場合には、ブラジル人をはじめとする外国人学校、大きなものが三つあるんですが、日本の学校にも通わず、そういう外国人学校にも通わない、そういう子供たちを、データを突き合わせて抽出し、年に大体200件程度ですが、その家庭を一軒一軒コーディネーターが回っています。年6回、2か月に1回のペースでデータを出して、実際に訪問調査をする。1回の訪問調査は4日間ぐらいになります。こういうような中で、学校にどうして通えていないのか、単なる情報不足なのか、そうではないのかということをやっております。

最近では、情報不足で通っていないというケースはほとんどなくて、なかなか通えていないケースというのは、非常に問題が複雑なケースというのがあります。例えば、日本の学校に通っていたけれども、いじめなどの問題で退学をして、外国人学校に移ったけれども、それでも、今度は外国語、自分の母語があんまりうまくいかない、そして、そこでもうまくいかず退学、そして、どちらの学校にも不信感があって、いろいろ話をするけれども、なかなか就学に至らないというケースですとか、例えば、日本人のお父さんですけども、フィリピン人のお母さんの連れ子で、正式に結婚はしていない、自分の血のつながる子供ではないというようなこともあって、自分も学校なんかまともにはいなくても大丈夫だったから、行か

なくてもいいという、全然理解がないと、そもそも子供を学校に行かせるという、向こうからのアクションがないので、こちらから幾ら働きかけても、そのままになってしまう。そして、これは数字のマジックなんですけれども、結局、義務教育年齢を過ぎてしまうと、もう不就学とはみなされないものですから、例えば、その子が大きくなって中学卒業年齢を超えてしまうと、不就学の子はもういないということになってしまうんですが、実際は不就学状態が継続している子たちもいるということです。

あと、最近あるのは、ムスリムのケースです。ほとんどのムスリムの方は、普通の公立の学校で受け入れられています。中にちょっと特異な、やはり厳格なケースがありまして、例えば、パキスタン人のお父さん、ブラジル人のお母さんでムスリムというような女の子がいます。その子は、なかなか日本の学校では、女の子だし行かせたくないというようなことで自宅学習をしているというような、そんなちょっと特異なケースなんかも出てきております。

このように不就学というケースに、浜松市の場合には2人の人件費をつけて、対応しています。

そして、キャリア支援ということですが、今、外国人の高校進学率は、浜松市では86%ぐらいですが、そのうち三、四割程度が定時制高校に進みます。定時制高校が、日本人の子に比べて圧倒的に多いです。そういう子の進路、そしてキャリア支援ということも、今現在始めております。

そのほか、小学校に入る前の子供と保護者の支援も行っています。ブラジル人の経営する託児所も幾つかあるんですが、その質の向上も大きな課題になってきております。また、教育委員会と、例えば国際課という、この縦割りの弊害もありまして、浜松市では比較的そこがうまく協力関係ができていますが、なかなかうまくいかない時期もあったりして、どちらがどういうことをやっていくんだということがあったんですが、国際交流協会のような中間の組織がありますと、そういうことに対応できるということで、不就学事業は国際交流協会ができることとして、今やっております。

次の地域共生推進というのは、先ほどの地域レベルでの受入れについてお話もありましたが、ごみ出しの問題とか、そういうことも場合によってはコーディネーターが現地に出掛けていくということをやっております。

そして5番目、災害時多言語ボランティアの養成研修、これも、外国人で日本語のできる方を中心に災害時に活躍してもらおう人材を養成しております。

そして、6番目、若者のエンパワーメントですが、やはり次世代の育成というものが非常に大事です。支援ではなくて、若者自身が力をつけて、多様性を生かして自分たち自身が活躍していくということを周りにも見せていく、そういうようなことをやっております。

そして7番目、国際理解教育ということですが、こちらは、日本人、特に受入れ社会側に向けての教育というものが非常に大切かなと思っています。これも長くやっていますが、今、アクティブラーニングという言葉が出てきていますが、ここでは以前から参加型学習を取り入れながら、自立した市民が対話をして社会を作っていくということを目指しながらやっています。

そして、最後、課題と提言に移ります。まず一つ目として、雇用の調整弁としてではなくまるごとの人として受入れる覚悟を、ということです。リーマンショックのときは、ものす

ごい数の方が失業しまして、連日50名ぐらいの方が当協会の相談に押し寄せるといったことがありました。そこから本当に感じていることなんですが、外国人の方を雇用の調整弁としてではなくて、丸ごとの人として受け入れていくという覚悟を持った受け入れが必要だと思っております。最近では、中小企業が技能実習生を非常に多く受け入れていますが、本当に人手不足ですので、技能実習の期間が終わって帰った後に技術者として呼び寄せて再雇用し、会社の本当に重要な基幹人材として育てていく、そして、地域で生活する人になっていくという傾向があります。そういう方たちのことを考えた場合にも、労働力というよりも、人としてきちんと受け入れていくということが、本当に求められてると思います。

そして、2番ですが、いろいろ書いてありますけれども、一番言いたいのは、義務教育化です。不就学ゼロ作戦の事業をやっておりますと、本当に必要性を感じるのですが、今現在では、外国籍の子は、申立てをすれば日本の学校に受け入れてもらえるということですが、その逆にして、原則としては日本の学校に通う、けれども、申立てをすれば免除もある、外国人の学校に通うとか、もうすぐ帰国するとか、そういう申立てをすれば免除されるというような、逆の発想にしていくことが非常に大切だと思っています。

そして、3番目、人々の心に働きかけるといったことがありますけれども、やはり今現在行われている議論というのは、少子高齢化、人口減少社会のために外国人を受け入れていかななくてはいけないということが非常に言われていると思います。その議論の元にこの会議もあると思いますが、それは政府の戦略としては非常に大切なことですが、地域の中での個人の目線で見ると、例えば、女性が社会のために、少子高齢化のために子供を産むという決断をしないように、どんな人でも、個人の幸せが基準になってきます。したがって、外国人等を受け入れて多様性があることは、自分にとっても生きやすい社会だというふう思うことで、地域の本当の現場での共生というのは、気持ちの上で進んでいくものだと思います。そのようなことを、やはりいろいろな意見を聞いたり、人に働きかけていくというときには、忘れてはいけないことだと考えています。

そして、最後ですが、取組体制の整備です。各地で日本語教師や、通訳、コーディネーターなど、いろんな方が活躍していますが、専門人材として適正なお給料をもらって配置されていないということです。例えば、うちの協会みたいなコーディネーター機能が、先ほど横浜市も大切だというふうにおっしゃっていましたが、どうしてもそこに専門職を配置して、適正なお給料で、予算でやっていくという発想が、非常に乏しいと思います。専門職を配置するというより下請けというような位置付けでやっているというようなことがあります。ただ、やはりトータルで受入れの整備をしていくためには、コーディネート機能というのが非常に重要になっていきますので、そこを専門職として捉え、きちんと予算を配分していくことが非常に重要と考えております。

すみません、ちょっと時間が超過したと思いますが、ありがとうございました。
法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 詳細な御説明ありがとうございました。

それでは、今お二方からお伺いをしました内容についての意見交換に移らせていただきます。おおむね20分を予定してございます。

御意見、御質問のある方は、マイクをお持ちいたしますので、お手数ですが挙手いただけますでしょうか。

青山先生、村上先生の順でお願いします。

青山委員 お二方の御説明，本当にありがとうございます。

横浜市と浜松国際交流協会へ御質問がございます。まず，横浜市について，ナショナルミニマムの必要性を訴えられておりましたが，指定都市市長会の御提言の中で，ナショナルミニマムに関する議論があったのか，また，横浜市において具体的にイメージとしてお作りになったものがあるのかどうか，についてお聞かせいただければと思います。

次に，浜松国際交流協会にお聞きしますが，項目6の課題と提言の中で，先ほどリーマンショック時に多大な影響が出たというお話でしたが，具体的にどのような処置を取り，その結果，どういう効果があったのか，または問題点や課題が残ったのか，分ければ教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） では，横浜市からお願いします。

横浜市（指定都市市長会代表） ありがとうございます。

まず，国に外国人支援に関わる標準的なガイドラインを定めていただけることも御検討いただけないかというお話をさせていただきましたが，この件に関しては，実は，指定都市市長会として議論したものではありません。横浜市単独で，日頃から考えていることを，こちらに記載させていただいたものでございます。

なぜこういう発想に至ったかという点，今まで，先ほど横浜市の取組など御説明させていただきましたが，国際交流ラウンジというものが11か所あるとか，あるいは年間で2万件以上の相談を受けているというのがございましたけれども，果たして横浜市の取組というのはどのくらい手厚いものなのかなというのが，実は悩みながら取り組んでいるところです。それは，私ども，横浜市役所も悩んでいますし，そのもとで実際に取り組んでいる横浜市国際交流協会も悩んでいるところでございます。

そのガイドラインあるいは水準みたいなものに関しては，具体的な水準を我々としても何か検討したことは，正直ございません。こういったいろんな自治体の方々から意見を聞く場などで，我々のような大都市レベル，あるいは前回のような県のレベルですとか，あるいは特別区のレベルなどを聞いていただいた上で，本当に必要な，適正な外国人支援のレベル感というものを，是非国の皆様で御議論いただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

浜松国際交流協会 リーマンショックの後の対応策と効果，課題ですけれども，これは，厚生労働省の委託事業で日系人のための就労準備研修というものを，日本国際協力センター（JICE）からさらに当協会が最初の年に受託をしまして，うちが受託をしたのは1年だけでその後はJICEさんがずっとやっていますし，そういうことが対応策としてとられていたかと思えます。

そのほかにも住居支援として，緊急に公営住宅を開放するだとか，緊急雇用対策も国の方でとられましたので，いろいろな形で雇用したり，そのほか相談対応とかがありました。ただ，日本語ができないから首が切られたのかということ，決してそうではない，当然ながらそうではないんですね。そういう意味では，就労準備研修で日本語や仕事に関する様々なマナーだとかルールだとかということを教育していくということが本当にピンポイントの対応策なのかということ，そこは本当はピンポイントではないということだと思えます。

ただ，外国人の人たちにとっては，このリーマンショックを境に，ある程度日本語ができ

ないと、その後の再雇用がなかなか難しいという意識ができたり、あとは、今までは派遣で、例えば10円でも20円でも時給の高いところにどんどん移っていくということがあったんですけれども、比較的安定した雇用を求めるという発想が、外国人の側にできたりとか、そんなことがあったりしました。

ただ、これに対しての効果的な対応というものは、結局はなかったというふうに思っております。最終的には、経済が、その後東日本大震災があり、ずっと停滞をしていて、最近またちょっと戻ってきている。そうすると、結局はまた外国人もちょっとずつ戻ってきているという、やはり経済の影響が一番あるということで、これに対してどうすればいいのかというのは、非常に難しいことだと思っております。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

青山委員、よろしゅうございましょうか。

それでは、村上委員、お願いします。

村上委員 ありがとうございます。

日本語教育について御質問したいと思えます。

浜松市の浜松国際交流協会に御質問いたします。横浜市からも、日本語教育や外国人支援に関して、NPO団体などのボランティア団体が行っているけれども、レベル感が様々だというお話がございました。レベル感をそろえていくということは、多分底上げにより一定程度の水準を満たしていくことが必要ではないかというふうに伺ったのですが、そこで、浜松国際交流協会にお伺いしたいのは、資料の課題と提言の中の右下の部分で、御説明にはなかったのですが、日本語教育推進基本法の整備ということが書かれておりますけれども、具体的にどのようなことをお考えなのかということと、の取組体制の整備のところ、日本語教師の配置などが必要だということですが、日本語教師について、これから育成をしていかなければいけないと思うのですが、具体的に何時間ぐらいとか、どのぐらいの教育をしていけば、日本語教師として十分な資質を持つのかということについて、お考えがあれば教えていただければと思います。

浜松国際交流協会 日本語教育推進基本法の整備ということで、現在進行形でいろいろ進んでいるところだと思います。細かいことというよりも、やはり今ですと、浜松市の場合は、市の独自の予算、一部文化庁の予算を使わせていただいておりますけれども、市の予算で外国人学習支援センターを運営していますが、やはりそれだけでは、実は全く対応できていない。そして、今のやり方というのは、学びたい人が学ぶ、基本的にはそういうことなんです、やはりある程度地域に暮らしていくということは、外国人の側にもインセンティブを持たせる仕組みが非常に必要だと思っております。

今もビザの更新のときに、ある程度日本語の能力を問われることがあると思えますけれども、そこをもう少し明確にしていくことも必要かなと思えます。ただし、それだけではなくて、日本語を学習する機会をいろいろな、例えば時間的にも、昼間だけではなく夜とか土日とかいろいろな形で、しかも、そこを行政側がある程度保障し、保障のレベルも、ある程度の自立した生活ができる、特にコミュニケーション能力については、自立したコミュニケーションをして自立した生活ができるような、そういうレベルまでは行政で保障していくことが必要だと思っております。そういうことについて、法律できちんと決めていくということが必要だと思っております。

日本語教師については、実は、地域で求められている日本語教師というのは、いわゆる今の日本語教師の資格に求められている420時間をやるだけではなくて、外国人の人たちの背景理解も非常に必要です。結局日本語教室に通うということで日本社会に接していく、そして様々な問題を解決していくということもありますので、決して日本語を教えるということだけではなくて、背景理解のようなことですか、そういうことも非常に、日本語教師としても必要になってくると思います。

また、文法積み上げ形式ではないやり方というのが、今、日本語教育界でもいろいろな形で出てきていますけれども、そういう意味で、今までと違った形での日本語教師としての質というものを議論していくという、そこからまず始めていかななくてはいけないと思っております。

以上です。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） よろしゅうございますか。

岡部先生、お願いします。

岡部委員 ありがとうございます。

横浜市、浜松市の両方とも、大変すばらしい取組だというふうに感服いたしました。そして、その上での質問というか、ちょっと大きなコメントも入ってしまうんですけども、質疑の中で、横浜市の方が、これ以上適正な支援のレベルがあるんでしょうかというような質問もされていましたが、正に、もう至れり尽くせりの非常に細やかな支援をされているんじゃないかなと私は思うんですね。私は欧州の研究をしておりますが、諸外国の、特に欧州の国々の支援と比べても引けを取らないんじゃないかなという気がします。

他方で、移民研究をしている観点から申しますと、今後、外国人の受入れ枠を拡大しますと、チェーン・マイグレーションという言い方をしますが、同じような出身の人々が住んでいるところにもっと人が増えていくという可能性は考えられ得るわけで、今現在、外国人が多い地域が更にもっと多くの外国人を抱える可能性はあると思います。そうなってくると、支援の仕方というのは、レベルの問題というよりも恐らく質の問題として考える必要が出てくるのかなと。

どういう意味で質の問題となるかと申しますと、浜松市がいみじくもおっしゃっていましたように、支援をするということではなくて、協働という観点が大切になるということです。つまり、外国人だけではなく、日本人も含めた全ての人のための行政改革という観点が必要なのではないでしょうか。私は国際学会でよくプレゼンを行うのですが、これだけ支援が細やかにあるのになぜか諸外国からは、日本は排他的で冷たい社会だというような誤解をされます。なぜそういう誤解があるのかなと考えてみました。恐らく、外国人に対する支援は充実しているんですけども、そこからいわば「日本人になっていく」、つまり、日本人と同じような形で生活したり、就学したり、就労したりしていくまでのプロセスと申しますか、いわゆる包摂の窓口というのが恐らくないんじゃないか、あるいは、あっても余り認識されていないんじゃないかという気がするんですね。その意味で、大体どんな人々が、どのような支援を受けて成功したのか、例えば、日本の普通の学校に通えるようになったとか、あるいは、普通の日本語を駆使して企業に入社したとか、そういった成功事例がどれだけあるのかということについても関心がございます。

それから、もう一点、ちょっと気になったのが、浜松市の御報告の中で、「丸ごとの人を

受け入れる覚悟」に言及されていたと思いますが、私は、途中で帰る人のための支援と永住を志す人への支援が必ずしも背反するとは思いません。つまり、四、五年で帰ってしまう人だから、四、五年で帰る人用の対策をとって、永住される方には永住されるような対策をとるという必要は必ずしもないと思います。就業支援にしても、同じような支援体制をとった結果、5年後本国に帰った方が、その知識やノウハウを生かして出身国で成功するという可能性もあると思いますので、その辺りは分けて考えなくてもいいんじゃないかなという思いがします。

以上です。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

御示唆をいただいたものと思いますけれども、何かお答え、コメントありましたらお願いします。

横浜市（指定都市市長会代表） ありがとうございます。

私ども、どのくらいのレベル感で外国人支援に取り組んでいったいいんだか悩んでいるというのを先ほど申し上げまして、今コメントいただいたような部分もございますけれども、やはり横浜市は、恐らくほかの都市に比べると、海外に開国をした都市ということもあって、非常に外国人に対して寛容さというものは強い、歴史的な背景は持っている都市であると自覚しておりますし、自負しているところではございますが、それでも、外国人の方々がある程度の人数に収まっている間は、そういった方々もしっかり支援してこそ、国際都市横浜だという意見が多かったところがございますけれども、やはり急激に外国人が増えてくると、端的な言い方をすると、どこまでコストをかけて外国人支援をしていく必要があるのだというような議論にもなりかねないという、今、分かれ道のようなところに来ているのかなと考えているところです。

今のレベルを維持していくのか、あるいは、今のレベルを維持しながら、外国人の人口に合う、比例する形で充実させていくのか、それとも、もっと全国的な標準なレベル感を見極めた上で、横浜市としてのとるべき道を考えていくのかというところは、非常に難しいなと考えているところでございました。

あと、その中で、成功事例に着目をしていったほうがいいのかというような御指摘も頂きましたけれども、今回のペーパーの中には書いていないんですけども、実は、横浜市で今力を入れているのが、ある程度の期間、日本で過ごされた外国人の方々、今度は新しく来日した外国人の支援をする側に回っていただくという取組を非常に重視しております。例えば、外国人の子供たちで、放課後の学習支援を受けていたような子供たち大体中学生ぐらいですね、そういった子供たちがだんだん高校生、大学生になっていく中で、今度は、青少年の居場所づくりを自らやろうという、サークル活動のようなものが始まっています。そういった活動も、横浜市や横浜市国際交流協会では支持、支援しておりますので、外国人の方々も支援される側だけではなくて、支援する側に回る、そして、そういったところを日本人の方々に見ていただく、知っていただくことによって、相互理解というもの、あるいは行政のコストを外国人支援に割いていくことに、より大きな理解を得られるのではないかなと考えているところでございます。

以上でございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

浜松国際交流協会 一つ、成功事例のことに関してですが、浜松でも、第2世代の若者が成長してきていて、ある意味二極分化しているところもあるんですけども、例えば、大学に進学をして、一流企業に就職していくというような人材も出てきています。そういう子たちが、例えば、同じような境遇の外国人の子供を支援をするということもありますし、普通に社会人として活躍をしていくということも、ごく普通に出てきています。

あと、ここにちょっと書いてありますが、外国につながる若者グループCOLORSという活動が今ありまして、大学生が今中心なんですけれども、そういう若者が定時制高校で支援のワークショップをしたりだとか、そのほか、支援というよりも、いろいろな多様性を生かした事業をやっていくというような発想も、今出てきています。

ただ、そういう若者たちに、外国にルーツを持つことを生かして活躍しなくてはならないというプレッシャーが多いのも事実です。ごく普通に生きていくということが、なかなかしんどいというような話も出てきています。だから、そういう意味では、多様性を生かして活躍をするということだけを強調してしまうと、それができない、例えば、第2世代だともう日本語しかできないパターンもありますので、日本語しかできないと駄目なのかとか、そういうことにもなってきます。そうではなく、ごく普通に生きていく、また、本当にいろんな人がいますので、人が社会に貢献するというのは、単に、いわゆる経済的な効果を上げられるということだけではないと思いますので、そこだけをあまり強調し過ぎないということが大切だと考えています。

最後に、丸ごとの人として受け入れるということについてですが、四、五年の在住と永住とを分けて考えているというよりは、今までは丸ごとの人として受け入れるという政策が足りなかったということです。

以上です。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

それでは、井上委員で、前半部の意見交換を終了させていただきたいと思います。

井上委員 お二方のお話、大変参考になりました。

今日の話、市民レベルのNPO活動やその中間支援組織の重要性というのが、お二方共通のものだったと思います。浜松国際交流協会には、こういう中間支援組織あるいはNPOの活動を、今後も持続的に活性化させていくために必要なことは、どういうことだと思われるのかというのを、お伺いしたいのと、横浜市には、外国人側のNPO、例えば、日本人が海外に行くと、必ずどの都市にも日本人会といったものがあると思いますが、そういうところとの連携などをやっておられるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

浜松国際交流協会 持続的な活動のために必要なことは、やはり人だと考えています。適正な雇用がそこで守られるということが必要だと考えています。やはり予算が、今とても必要だと思っています。そのためには、こういう活動をしている人材が、専門職であるということをお伺いしたいです。私たちがほうもきちんと示していかなければいけないと思います。それを認める、資格制度というものはないんですが、私、多文化共生コーディネーターというふうになっていますが、これは浜松市のほうである意味勝手につけたなんちゃってコーディネーターなので、特に認定制度があってこういうふうに行っているわけではありません。一方で認定制度を作るという動きもありまして、「多文化社会コーディネーター」の資格というものも、実は今、生まれています。でも、ほとんどそれは認識されていないというか、まだそ

ここまで認知度が全然高くないものなんですけれども、例えば、そういう専門職というものをきちんと配置して、その専門性を測っていく、評価していく仕組みというものも必要だと考えています。

そして、外国人の方の運営するようなNPOとの協働ということですが、浜松の場合ですと、例えば、フィリピン、ベトナム、ブラジル、ペルー人のグループ等もたくさんあります。そういう方たちと常にいろんな形で一緒に共催をしたり、例えば、うちは助成金も持っているものですから、助成金を申請してもらうことを通じて、その活動を支援していく、本当に助成金の書き方からその事業の意義を一緒に考えていくというようなことも、いろいろやっていったりするんですけれども、そういうことを通じて、外国人コミュニティとも一緒にやっております。

ただ、外国人のコミュニティといっても、日本人側の発想だとどうしても、例えば、ブラジルの日本人の県人会みたいなものを想像して、そこに話を通すと全ての情報が行き渡るというようなことを想像するんですけれども、外国人の方の場合は、国にもよるんですけれども、例えば、ブラジルの方の場合には、ここのグループに言ったらブラジル人全員に大体行き渡るといったら、決してそうではないということもありますので、余りそういうことを期待し過ぎずに付き合うのも大切だと思います。ブラジル人といっても一枚岩ではない、当たり前なんですけど、そこをどうしても、私たち日本社会側は見落としちゃいけないと思うんです。でも、そうではなく、外国人の中にもいろんな人がいて、いろんなグループがあるという、そして、それぞれの目的ごとにいろいろつながってやっていくということが必要だと思いつながってやっております。

以上です。

横浜市（指定都市市長会代表） ただいま、外国人側のNPOの方々との連携というお話がございまして、今、ブラジル人のお話ございましたけれども、横浜にも在住ブラジル人の方々を中心となっているNPOがあるんですけれども、その方々は、東京にあるブラジル総領事館と非常に近い関係がありまして、ブラジルに関しては、私どもは、そのNPOの方々との連携、あるいはブラジル人の方々に伝えていくときは、何か伝えたいことがあるときは、そういうNPOにご協力いただいているところもあります。

その一方で、一番人口の多い中国人の方々、横浜には中華街がございまして、華僑の方々が非常に多いのですが、最近横浜に増えていく中国の方々は、昔からの華僑の方々とも若干距離を置いていて、先ほどお話ししたように、自治会、町内会がいろいろちょっと不安を感じられたようなときには、どういうふうにコミュニティに入っていくかということが非常に苦慮したところなんです。華僑を通じたアプローチというのがなかなか難しいかなというところを見て、やはり中国人の方々に直接そのコミュニティの中に入っていただくということで、学校に通っている親御さんのグループをまずきっかけに、そういう外国人の方々のグループで、その方にいろいろ情報を流すと、中国の方々はウィーチャットとかウェイボーとか、そういう独特のSNSツールを持っていますんで、そういったところでどんどん情報が拡散していくという、NPO的な組織化をされていない方々なんですけれども、絶対コミュニティにはどこか入り口みたいなのがあって、そういう方をうまく押さえていくというのが重要だということは、実体験として感じたところでございます。

以上でございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

大変興味深いお話をいただきまして、まだまだ関心は尽きないのでありますけれども、前半、ヒアリング内容についての意見交換は、このあたりで終了させていただきます。

関谷様、松岡様、本当にありがとうございました。

また後半も関連するお話だと思いますので、よろしければ御一緒いただきたいと思います。

それでは、この形式のヒアリングにつきまして、今後の予定を事務局から御説明をいたします。

法務省大臣官房秘書課外国人施策推進室長 事務局でございます。

検討会につきましては、従前申し上げましたように、本年12月までに5回程度開催することを予定しております。これは、5回しかやらないという趣旨ではなくて、多少柔軟に考えているところでございますけれども、ただ一方で、年末までということでございますので、どうしても回数には限りがあるというのが実情でございます。

一方で、関係者の方々からのヒアリングにつきましては、できるだけ幅広く、多くの関係者の方々から御意見を頂く必要があるというふうに考えてございます。そのため、事務局としましては、検討会とは別の日程で、事務局、それから関係の深い省庁の方々でヒアリングを行いたいと考えております。現在考えておりますのは、外国人従業員を受け入れている企業の方、それから地域の日本語教育に携わっている方、それから日本語教育の専門家の方などを考えてございます。それで、こういった方々からのヒアリングを実施しましたら、例えば、今回と次回の第3回の間ヒアリングを行った場合でありますと、次回の第3回で事務局の方からそのヒアリングの結果を御報告させていただいて、それをもとに、更に議論を深めていきたいというふうに考えてございます。どうぞよろしく願いいたします。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） それでは、続きまして、総合的対応策に関する意見交換に移らせていただきます。

事前に御発言の御希望を頂いております方からお願いをしたいと思います。豊橋の今泉課長、お願いいたします。

佐原委員代理 豊橋市多文化共生・国際課の今泉です。本日も市長の佐原が議会のため欠席です。代理で出席させていただいております。

それでは、豊橋市より、資料3の新聞の切り抜きに関しまして、本市の現状をお話させていただきます。

まず、本市の外国人児童・生徒の状況でございます。

昨年度の児童・生徒総数は31,981人で、このうち外国人児童・生徒数は1,838人、この中で日本語指導が必要な児童・生徒数は1,461人という状況で、外国人児童・生徒数は年々増加を続けています。日本語指導が必要な児童・生徒が在籍する学校は、小学校で52校中35校、中学校で22校中19校となっており、多くの学校で日本語指導が必要な児童・生徒が在籍している状況となっております。これまでも、学校での日本語指導は、国際教室による取り出し指導、在籍学級への入り込み指導、補充学習などがあり、日本語指導担当教員を中心に、通訳を常駐又は巡回させながら対応しております。また、中学生につきましては、3年間という短い期間に卒業認定や進路といった人生の大きな選択を迫られ、日本語の教科書で学習することを余儀なくされているため、日本語初期支援の充実は大きな課題となっていました。

そこで、本市では、日本語初期支援校「みらい」を設置し、集中的な日本語初期指導を実施しています。生徒は、自分の住む校区の学校に籍を置きながら、外国人集住地区にあります豊岡中学校の「みらい」へ通級します。「みらい」での学習期間は8週間です。時間にして160時間程度となり、原則延長はありません。「みらい」には、週のうち4日間、月曜日から木曜日の間通級し、金曜日は在籍校へ登校します。「みらい」への通級中に、週一度だけ在籍校に登校しますのは、在籍校での人間関係をこの段階から作っておいて、「みらい」修了後、在籍校へのソフトランディングを図るためのものがございます。そのため、「みらい」では、在籍校へ登校する生徒に対して、日本語で自己紹介するですとか、できるだけ多くのクラスメートの名前を聞く、また、部活動の見学に行ったり、活動日と時間を尋ねるなど、学習した日本語を使って、在籍校との関係性を築けるような宿題を持たせております。

「みらい」では、教員2名とポルトガル語、タガログ語の相談員が各1名、コーディネーターが1名ついて指導支援を行います。他の言語の場合は、その生徒の母語が分かる登録バイリンガルで対応します。現在、「みらい」には11名の生徒が日本語を学んでいます。

このように、日本語初期支援校を設置することで、日本語指導に係る専門的ノウハウを蓄積し、他の学校での初期支援にも生かせるようにしております。これらの取組によりまして、外国人の生徒が少しでも日本の学校の環境に慣れ、学校での学びが将来の夢をかなえるための実りになればと考えております。

市の教育委員会として対応できるのは小・中学校までとなりますが、高等学校の受入れ体制や卒業後の就職等、将来に不安を感じている生徒が大変多いため、外国人児童・生徒のための進路相談会を多数の通訳を介して実施しております。しかし、進学という面では、受け皿が大変狭く、日本語能力にかかわらず、外国人生徒をグローバル人材として捉える環境づくりも社会的な課題になっていると感じております。

また、本市の場合、外国人児童・生徒の多国籍化や分散化がこれまで以上に進んでおりまして、その支援にかかる対応が人材確保と人材育成の面、そして何よりも予算の面から非常に厳しくなってきております。必要な人材の確保については、本市においても十分に整っているとは言えない状況です。

このように、市としての取組に限界がある中、外国人児童・生徒の教育は地方自治体に委ねられており、自治体ごとにその対応が異なるということも課題の一つであると感じております。保護者の就労のために日本国内を頻繁に移動することも見受けられ、子供も一緒に転居することとなります。そうしたことが原因で、継続した学習が分断されるため、なかなか学習が進まない状況も発生しております。これから地域の将来を担っていく外国人児童・生徒に対して、その学習機会を継続して保障するためには、国策として全国的に取り組む必要があると考えます。また、子供の教育を安心して任せられる環境がなければ、その親である外国人材についても、来日して定住することは難しいと考えております。

以上で、豊橋市からの発表を終わりますが、配布していただきました新聞記事について、日本語初期支援校「みらい」で学んだ学生・生徒を通して、外国人が地域の活力となるためには、教育格差の解消が重要であるということを考えていただくきっかけとなれば、幸いです。

どうもありがとうございました。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

外国人向けの初期指導ということでお話ありましたけれども、文科省から、何か関連して施策の御紹介などいただけることはありますでしょうか。

文部科学省大臣官房国際課長 文科省でございます。

文科省としても、やはり日本語教育の推進、それから外国人のお子さんに対する教育の充実ということは、非常に重要な課題だと思っておりますが、まず、今回の概算要求におきましても、幼児段階、学校の前段階、それから公立小・中学校の段階、それから高校の段階、大学の段階、そして、さらには一般の方の日本語教育ということの充実のために、格段の予算の増の要求を今、しているところでございます。

まず、子供のお話でございますので、先にそちらのほうを御説明させていただきますけれども、基本的には、公立小・中学校におきましては、外国人の子供は基本的に受け入れているというのが実態でございます、そのための教員配置の定数につきましても、1人に対して子供18人ということで計画的に進めさせていただいているところでございます。

それから、先ほど義務教育というお話ございましたけれども、御存じのとおり外国人のお子さん、義務教育、義務の対象ではございませんけれども、これに対して、日本人の小・中学校のお子さんについては、これは義務ですので、市町村教育委員会の方できちっと学齢簿を用意して、情報管理をしているわけでございますけれども、外国人のお子さんに対しても、これは義務ではありませんけれども、きちんと管理して就学を進めるようにということで、通知を出して指導しているところでございます。

ただ、おっしゃるとおり、各自治体のマンパワー等によって、浜松市のように、正に出向いていて、そこで一軒一軒当たっているというようなことができることから、実際そうでないところがあるという課題があるということは認識しているところでございます。

その小・中学校でございますけれども、従来からきめ細かな支援の充実ということで、日本語指導者の補助者あるいは午後支援の活用によって、指導体制の充実を図ってきているところでございますけれども、今年度特に、例えば、多言語システム、ICTを活用した日本語指導でありますとか、あるいは、先ほどございましたけれども、高校生が企業、ボランティアあるいは地域の関係団体が連携して、そうしたキャリア教育がきちんと受けられるようにしよう、こういったところを新規に充実させていただきたいと思っているところでございます。

それから、やはり外国から来て間もないお子さん、こういったお子さんにつきましては、やはり日本語の能力というのはほとんどない状態でございますので、そういった方々の就学を促進する必要があるだろうということで、例えば、公立学校あるいは学校の以外のところで、日本語教室、日本語を学んで、ある程度能力がついたら学校に行く、学校でも、例えば取り出し授業のような形で教育を受けてもらって、ある程度の日本語能力がついたところで、一般のお子さんに混じって教育を受けていただくと、こういった体制を充実していきたいと思っております。

それから、一般の外国人に対する日本語教育の充実ということでございますけれども、特に、今後新たな在留資格の創設など踏まえまして、やはり地方公共団体が関係機関と連携しながら、今までは空白地域を埋めてきたんですけれども、更に、広がりを持って日本語教育が展開できるように、そうした地域における総合的な体制づくりの支援ということも、今年

度新たに、今概算要求をさせていただいているところでございますので、引き続き予算の獲得に向けて努力していきたいと思っております。

以上でございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。最新の情報を含めまして、御説明をいただきました。

それでは、岡部委員から、事前にお話をいただいております。

岡部委員 1点だけ、今ずっと日本語の話をしているところに大変恐縮なんですけど、もちろん日本語教育を充実させるというのは非常に重要で、この新聞記事も非常に感動的なもので、頑張ってもらいたいと思って読みました。同時に、もう少しマクロレベルで考えてみると、先ほども申しましたように、外国人の方に寄り添うだけの支援というのは、もしかすると将来的に外国人の方々の自立に、必ずしもつながるかどうかわからない部分もあると思います。何を申し上げたいかといいますと、日本社会全体として今取り組んでいるグローバル人材の育成という目標に、外国人も取り組むという方針がいかかがか、ということです。

ある程度英語教育を充実させるということが日本人に求められている昨今、外国人の方々も、日本人だけでなく英語ができる人は更にそれを伸ばせばいいし、その英語を使って就学や就労ができる機会があれば、なおのことよい。別に一つの言葉だけできるということが、今当たり前の時代ではなく、二つも三つも言語ができればできるほどいいということがありますので、そういったことも含めて、日本語だけでなく、英語をこの多文化共生の方針の軸の中に取り込むというのはいかがでしょうか。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。また違う観点からの御示唆をいただきましたので、念頭に置いて検討をしてみたいと思います。

それでは、前回の積み残しになっておりました項目の3の（4）の社会保障につきまして、前回の検討会の後に前進した点があると伺っておりますので、改めて厚生労働省、それから法務省から説明をいただきたいと思っております。

厚生労働省政策統括官付参事官 厚生労働省です。

厚生労働省の立場から、今の状況をお話し申し上げたいと思っておりますが、私たちが通常生きていく中では、病気とか怪我とか、あるいは高齢になるとか、あるいは障害を負うとか、いろいろな生活上の困難をもたらすようないろいろな事故に遭遇することがございます。このため、我が国におきましては、そうした場合に、そういった方々の生活を支えるということで、年金保険でありますとか医療保険でありますとか、あるいは介護保険、雇用保険といった社会保険や労働保険制度が設けられているところございまして、これは、国籍にかかわらず等しく適用するというのを基本としております。

社会保険につきましては、働く場所によって、健康保険や厚生年金保険が適用される場合と、それから、地域保険であります国民健康保険や国民年金が適用されるといった場合がございます。厚生労働省といたしましては、今回新たに受け入れることとなる外国人の方々につきまして、確実に適用されるように、関係機関などの間で連携協力体制を構築していくということが重要であると考えております。

このため、正にこの場でも今御議論いただいているところでございますが、総合的対応策の検討の方向性を踏まえながら、現在法務省とよく御相談させていただいて、具体的な協体制、どういった形で加入が促進されるかといった体制の取組を今進めているところござ

います。

現状の報告は以上でございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

では、それを受けて、法務省からお願いします。

法務省入国管理局参事官 法務省でございます。

今、厚労省から社会保険関係の重要性についてお話がありましたけれども、我々法務省としましても、外国人が増加をしている中で、かつ、新しい制度による受入れも行おうとしている状況の中ですので、保険加入の促進の取組というのは、非常に重要と認識しております。入国管理局としても、厚労省等の関係機関との間において、保険加入を進めるということに資することがあれば、積極的にやっていきたいと思っています。

今、正に現在、具体的な検討をしている新しい受入れの制度、この検討の中で、社会保険の関係機関、厚労省等の関係機関と入国管理局との間で情報の連携をしっかりと、その関係機関の進める保険加入の取組を促進するような方策ができるようにということで、やはり個人情報扱いますので、その辺はしっかり考えた上で、しっかり情報連携をして、加入の促進につながるような仕組みづくりを、今検討をしているところで、制度ができるまでにしっかり詰めていきたいと思っています。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） それでは、高橋委員、お願いします。

高橋委員 今の点について確認させていただきますけれども、これまでも社会保険の加入等々については、例えば、加入漏れがあるとか、それから、一旦加入しても保険料不払があるとかということがあったと思うんですけれども、これからそういう点については穴を塞いでいくための検討も一緒に行われているということで、そういう理解でよろしいでしょうか。厚生労働省政策統括官付参事官 正に今、高橋委員御指摘のとおりでございます。これは、日本人においても当然そうなんですけれども、やはりどうしても職種、職業が変わったりすると、保険の仕組みが変わることが実際多くございます。厚生年金が適用されている事業所であったのが、個人立の事業所になってしまって国民年金の対象になるとか、そういったケースは当然ございますので、そういったところをどう埋めていくのか、しっかりと働きかけをやっていくのかということが、やはり重要な課題だと思っています。そのために、法務省とよく相談させていただきながら、取組を進めていきたいと考えております。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） この社会保障、社会保険の点につきまして、ほかに有識者の先生方から御質問、御意見などありましたら、頂きたいと思えます。

井上先生。

井上委員 社会保障に加えまして、税も漏れないようにお願いをしたいと思います。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 大事な点だと認識をしております。

他はいかがでしょうか。

この点、よろしゅうございますか。省庁の皆様、何か。

それでは、次に、項目の3の（1）から（3）に移りたいと思います。

この分野につきまして、市川委員から事前に御意見を頂いておりますので、お願いします。市川委員 今日、いろいろお話を伺って分かったことも多かったんですが、全体的な感想といたしますか、お話しさせていただきますと、これ拝見すると、非常に多岐にわたる項目を、いろんな所管省庁があって、それらが関係する中で実施されていって、非常に内容は豊かだ

なと思いつつも、これを総合的に、全体的に統合してやっていくというのは、非常に難しい作業だなと思ったんです。そうすると、こういったことを国と自治体とNGO、それぞれがどういう役割分担で、どういう財源でやっていくのか、そういったことを継続的取組のためには考えていく必要があると思ひまして、そう考えると、先ほどもちょっと出ておりましたけれども、共生のための基本法というようなものが、今後の課題としては必要になってくるのではないかと思います。その基本法で、政策の基本的な方向性を定めるとか、あるいは国や自治体の責務はもちろんのこと、民間はどういう役割を果たすのかというような、そういった方向性を示していただければと思っています。

ドイツでは移民法ですとか、韓国もこの10年ぐらいで外国人処遇基本法というようなものを作られたというふうにも聞いておりますので、日本もそういう時期に来ていると感じております。

個別の問題ですが、大人についての円滑なコミュニケーションの実現ということで、先ほども日本語教育の中でもいろんなレベル感の違いがあるという話があったんですが、私もお話を伺っていて、そのノウハウ、それから財政的に、ある程度一定のレベルものにしていく必要があると感じました。そういう意味では、日本語習得のためのカリキュラムを作って、例えば何時間こういうカリキュラムでというようなメニューを作っていく必要があると思っております。ドイツでは600時間ぐらいのドイツ語コースを作って、文化のオリエンテーションで100時間というようなメニューを作っていますが、いきなりそこまではいけないかもしれませんが、そういったものを念頭に置いてもいいと思っております。

それから、日本語学校の話が先ほどちょっとあると思うんですが、これが、今進学のために日本語学校が使われていますけれども、今後は社会生活全般に向けた教育をしていくという意味で、NGOが担っている部分も含めて、日本語学校もそういったものに役割を果たしていく必要があると思っております。それと同時に、今、一つの問題としては、私ども弁護士も関心持っているところなんですけれども、日本語学校で留学生の方が非常に労働の部分にというか、資格外活動の部分に重点を置いていかざるを得ないような形で日本に来てしまって、非常に生活に困っていたりというような、そういう問題が指摘されております。これは、法務省と文部省の両方の所管する領域だろうと思うんですけれども、日本語学校の在り方、それから中身の質の問題ですね、どういうレベルでやっていращやるのかという、そのあたりを是非、両省で補完し合いながら、うまく連携して見ていく仕組みを作っていきたいと思っております。

それから、医療の問題ですけれども、医療通訳の問題、神奈川では非常に先進的にやっていращやるというのは、私も伺ったおり、今日も確認しましたが、この医療通訳の問題を誰の負担でやっているのかということがあります。今非常によくやっているところは、医療機関が自腹を切ってやっていたりしている部分が多いので、例えば、保険制度の中にどう取り込んでいくかとか、あるいは別の仕組みでやっていくのかとか、そういうことを今後考えていく必要があるのではないかと思います。

それから、住宅問題では、やはり外国人という、それだけで断られるというのはまだあるようで、調査でもそのようなデータが出ておひまして、そういう意味では、保証人をどう紹介していくのか、それから、差別的な扱いは、これは駄目なんですよという民間、民間の関係でもそういうルールをつくっていくことを考えるべきではないかと思っております。

次に児童・生徒に対する教育というところなのですが、今文科省の方で非常に努力されているというお話を伺ったんですが、今後新しい受入れが始まってくると、恐らく、例えば農業であるとか水産加工であるとかの関係で、いわゆる地方の、外国人が多くないような地域に少しずつ外国人の方が入っていく可能性もある。そうすると、先ほどの一定の人数に対して加配して教員を出していくということが、必ずしもうまく機能しないようになって、全県で外国人子弟が50人とか20人とかというところで、1人の加配された教員がどうやって指導していくのかという問題になってくる。そういうことを、インターネットとかそういったことも使いながら、うまく機能していく仕組みを、是非考えていただきたいと思います。

それから、学校外の教室等と学校の間を、うまく有機的に結ぶということも努力されているということで、これも是非進めていただきたいと思います。

もう一つは、学習言語として、母語で勉強をする、思考するのか、日本語で思考するのかというのは、簡単にはなかなか切り替えられない。生活言語よりもより難しい問題があると思いますが、そうすると、母語で勉強するしかない時期は、どうしても外国人学校を使うという選択肢もあると思っておりまして、浜松ではブラジル人学校があり、私も拝見したことがあるんですが、そうすると、ある程度外国人学校の役割というのは、日本で生活していく上で必要な、過渡的な意味でも必要な場合もあると思っていて、そういう意味では、外国人学校というのは母国の責任というふうに割り切らずに、ある程度国が支援していくという仕組みも考えてもよいのではないかと考えています。

それと同時に、思考だけではなくて、母国の伝統であったり、言葉であったりというのは、親や家族と結びつく上でも大事なことなので、そういう意味では、母語の保障をする、教育の中で母語を保障していくというような、そういう発想もあってよいのではないかと考えております。

最後に、高校とか大学への将来のルートということでいいますと、さきほども定時制高校の子が多いという話がありましたけれども、日本に來たばかりの子も含めて考えると、なかなか通常のルートで普通高校、大学というルートが選びにくいということがあると思うので、高校に入れる枠を優遇するとか、あるいは高校に入ってから日本語教育というものに重点を置いていくとか、そういう中等教育、高等教育における配慮というものも、今後考えていく必要があると思っております。

以上です。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 様々な御指摘ありがとうございました。

それでは、まず、御指摘いただきました日本語学校の質の確保の点につきまして、法務省と文科省から御発言いただければと思います。

法務省入国管理局参事官 入国管理局です。

今の御指摘の中に、日本語学校の話がございました。日本語教育機関といえますのは、様々な設置形態がありまして、中には学校法人のものがあつたり、専修学校だつたり、各種学校のものもあれば、株式会社がやっていたりというようなことになっていて、留学生を受け入れることができる日本語教育機関という観点で、学校教育法の適用は別にして、法務大臣が告示で定めるというような仕組みに、今現在はなっております。

それで、今直近では9月11日現在で710機関ございます。日本語教育機関を開設する際には、まず、行政相談という形で法務省が相談を受けて、法務省では、主として校地、校

舎ですとか、教室ですとか、そういうハード面、言わば教育のプロではない法務省でも分かる部分について確認をいたします。その上で、教育機関ですので、やはり正に御指摘のとおり質がどうなのかというところについて、我々その知見がございませんので、文科省、文化庁において有識者によるヒアリングなども実施していただいて、ソフト面を中心に確認をしていただいています。法務省がハード面、文科省、文化庁でソフト面というような役割分担で確認をいたしまして、その両省での確認結果を踏まえて、日本語教育機関の告示基準に適合する機関ということが認められれば、法務大臣が告示をするというような仕組みになっています。

一方で、今、質の問題があるということの問題点としては、申し上げたように一応設立のときには確認をしてはいるんですけども、そもそも日本語教育機関を包括的に管理するような行政機関、あるいは法令というのがありません。まず設置のときはそういうふうハード、ソフトというふう確認しますが、教育の質を含めて、その後本当に維持されているんだろうかというところを、継続的に確認する仕組みができていないと。我々入管のほうで、不法残留者が出ていますとか、そういうことは分かります。しかし、そうではない、本当に質的な面でどうなのかということが、なかなか確認できていないという状況にあると思います。

したがって、我々としては、今後告示後の日本語教育機関における教育の質ですね、これを継続的にどういうふう担保していくかというような枠組みについて、早急に検討が必要だろうと考えていまして、文科省、文化庁の御協力もいただきながら、改善策というのを考えていきたいと考えているところでございます。

文化庁国語課長 文化庁でございます。

本日、文部科学省におきます日本語教育機関の担当課がそろっておりませんので、文化庁から発言をさせていただきたいと思っております。

日本語教育機関の開設に当たりましては、今ほど法務省から御説明がありましたとおり、文部科学省、文化庁におきまして、有識者によるヒアリングを実施して、校長先生や教員、あるいは生活指導の担当者の方々が告示基準の要件を満たしているかどうか、それから授業科目などカリキュラムですね、そういったところを、いわゆる教育面、ソフト面を中心に確認をしているところでございます。

また、法務省からの指摘もありましたけれども、現在、日本語教育機関を包括的に管理する行政機関や法令がないということから、教育面も含めまして、日本語教育機関の運営状況などについて、告示をされた後に継続的に確認していくような仕組みがないという現状もあるということも認識をしております。

文部科学省、文化庁としましても、引き続き法務省と協力をしながら、日本語教育機関の教育の質の向上などに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。それでは、高橋委員、村上委員、井上委員の順番でお願いします。

高橋委員 今の点について、関連して申し上げたいと思いますが、日本語学校の質というお話がありましたけれども、同時に、これは日本語教師の質の問題でもあると思うんですけども、今、東京で日本語教師をやっている人の時給って、千数百円ですよ。コンビニで夜

働いている人の時給とほとんど変わらないわけで、日本語教師で生計を立てられる人はほぼいないと思うんですね。これ、介護職と実は似ていると思うんですけども、そういう中で質を高める、あるいはスキルを磨いていくといっても、彼らがちゃんとした収入を得られる場がなければ、この制度は成り立たないわけで、実際に日本語教師のなり手が減っているんだと思います。

ですから、包括的な機関の検討と同時に、日本語教師の質、あるいはそれを担保するための考え方、それから彼らの収入だとか、そういうことまで含めて一緒に考えていかななくてはいけないと思います。その点、自治体からも、先ほどもヒアリングさせていただいて、日本語教師の資格の問題等々御指摘があったと思うんですけども、その点も含めて考えていただく必要があるのではないのかなと思います。

それから、もう一つ、日本語ということなので、関連して申し上げますと、先ほど市川委員から基本法というお話がありましたけれども、私は、基本法まで必要になるかどうかは分かりませんが、ただ、やっぱり今の教育を強化していくということでもいいのか、それとも、先ほど自治体からも御指摘があった行政である程度保障していくというところまで含めてやるのかという、ここの決断は私は必要なんではないかと。個人的には、私は行政で保障していくというところまで含めてメニュー化し、財源を作っていくということが必要ではないかと思えます。その辺について、これは文科省にお伺いしたらいいのかどうか分かりませんが、どういうお考えがあるのか聞かせていただきたいと思えます。

それから、日本語と離れますが、もう一点。先ほどから医療の問題がありますが、これは、居住している方の医療の問題だけではなくて、インバウンドで3,000万人を超えていくわけですから、日本に常に外国人がいる状態になる。したがって、そこまで含めた医療の提供の仕方、情報の提供の仕方を考えていく必要があるんじゃないかと。そういう意味で、少し大きな視点で考えていく必要があるんじゃないかと思えます。

それからもう一点。先ほど自治体から、どこまでサービスを提供するべきなのかという適正レベルについてのお話がありました。それについて、成功事例云々というお話もありました。けれども、予算を使ってどういうインプット、アウトプットをするのかというお話と、それから、その結果として、インクルージョン、包括がどこまで進んだのかというアウトカムをどう考えるか、自治体によって事情が違うと思うので、その自治体が考えるアウトカムがどこまで満たされているかとか、そういったところまで含めた考え方が必要なんではないかと。これは、インクルージョンのお話なので、この検討会の場がいいのかどうか、ちょっと分かりませんが、最後はそういうアウトカムのところをどういうふうに包括的に見ていくのか、あるいは自治体ごとに個別で見ていくのかと、そういう議論も必要なのかなと思えます。

以上でございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。

そうしましたら、御質問、御意見を引き続きいただきたいと思えますので、村上先生。村上委員 ありがとうございます。

意見の前に、先ほど、冒頭の進め方のところでヒアリングをされるということですが、その際に、是非外国人労働者を支援している労働組合の方についても、ヒアリングをしていただきたいと思っております。

それから、多様なニーズを把握するという意味で、パブリックコメント的なことも御検討いただけると、どんなことで困っていらっしゃるのかということだとか、あるいはこういう施策をやっているというような事例も出てくるのではないかと考えております。パブリックコメント手続の対象にはならないのかもしれませんが、何らかの意見を募集し、集約するような取組も、御検討いただければと思います。

その上で、本日の3の(1)に関しまして、まず、日本語学校に関しましては、市川委員、高橋委員と同様の問題意識を持っております。日本語学校で留学生に資格外活動許可の制限時間、週に28時間とありますけれども、それを超える就労を助長しているような学校もありますので、そういったことがないように、質の担保をどう確保するのかという検討が必要かと思っております。

また、日本語学校だけでなく、大学などにおいても、就労目的で留学させているのではないかとされるようなところもあると認識しております。そういったところの対策も必要と考えます。留学生のインターンシップ募集ということで、就労体験させるといながら、実質上アルバイト的に仕事をあっせんしているようなところもございますので、そういったところに対しても、ここは労働行政だと思いますが、しっかり目を光らせていただきたいと思っております。

それから、二つ目に、子供の教育の関係でございますが、資料1の7ページですね。各公立の小・中学校において、必要な教員の定数を確実に確保できるようにということで書かれておりますが、実態がどうなっているのかということでございます。義務標準法上では、本来1対18の比率で配置ということでございますけれども、2016年度の文科省推計値では、21.5対1という現状にあると承知しておりますが、今どうなっているのかということについて伺いたいと思っております。また、加配の対象にならないような散在地域におきましては、結局は、ボランティアベースで日本語の教育や支援をしている状況にあると思っております。しかし、それでは、散在地域にたまたまいらっしゃるお子さんたちは、学習言語としての日本語を学ぶ機会があまりないということになってしまうのではないかと懸念しております。カリキュラムを整えることと同時に、多分eラーニングなどの仕組みもあるかと思っておりますけれども、そういったことも是非御検討いただければと思います。

取り急ぎ、以上でございます。

法務省大臣官房審議官(入国管理局担当) 井上委員、お願いします。

井上委員 日本語教育の点について、一言申し上げたいと思っております。日本語教育の充実は、単に日本にいらした外国人の生活支援ということだけでなく、長期的に見ると、日本の社会や文化を世界に広めていくというプラスの面もあり、日本の世界的な地位を上げることに直結する事業ですので、この機を活用して、国としてしっかり力を入れて行っていくべき施策だと思っております。

教育の担い手としては、学校や民間教育機関、NPO、eラーニングと、様々な機関や方法がありますが、やはり日本語教員の指導能力の向上が、まず一番重要になってくるだろうと考えております。ですから、資格制度などのしっかりとしたものを活用しながら、教える場としての日本語教育機関の質もしっかりとチェックを行い、適切な機関が生き残るといって、仕組みづくりが必要だと思っております。

あと、外国人の児童への教育について先ほどお聞きして、社会保障については国籍にかか

ならず等しく適用ということですが、教育に関しては国籍が関係して外国籍の子供たちは就学の義務がないということで、驚きました。将来的に考えても、教育は原則全ての子供が受けることができるよう、漏れのない仕組みが必要だと思います。日本人の子供の数が減少していく一方で、外国人の子供の数今後増大していくわけですから、日本語指導が必要な児童・生徒数の増加に応じて、必要な教員の確保、定数化、基礎定数化を進めていく必要があると思います。

それと、インターナショナルスクールをもう少し活用できないかと思います。今、インターナショナルスクールはどうしても学校教育法に引っ張られて、日本的な学習指導要領の要件が強くなってしまおうということで、外国人にとってはちょっと使いにくい面もあるようなので、このあたりをもう少し柔軟にしたらよいのではないのでしょうか。

最後になりますが、複数の委員から御指摘がありました、現行の留学生の資格外活動につきまして、10年間で20万人以上増えている現状がございます。今回の制度との関係性を考えれば、現在の日本語教育機関を留学とみなしている制度自体、少し見直す必要があるのではないかなという気がいたします。

以上でございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） ありがとうございます。非常に多岐にわたる御指摘、御質問を頂きました。

それでは、多分全部お答えし切れないかと思いますが、そのようなものにつきましては、御示唆として承らせていただくとしまして、文科省、今の時点で何かコメント、お答えできるものがあれば、お願いします。その後、厚労省、それから総務省、国税庁、何かおありになればお願いします。

文化庁国語課長 文化庁でございます。

日本語教師の質の関係、これ、非常に重要だというふうに、私どもも受け止めております。現在、日本語教師の質の向上につきましては、簡単に申し上げますと、例えば、教師の養成のためのモデル的なカリキュラムなどを、文化庁に置かれた審議会の方でいろいろ作っております。そういったものを普及するための事業も、この資料1の中にもありますとおり、養成カリキュラムや研修カリキュラムの普及ということで事業として進めているというところがございます。

それから、日本語教育機関についての質の担保のお話でございますが、これは、先ほど法務省からもありましたし、私どもからも申し上げましたけれども、引き続き、日本語教育機関の審査をしっかりと進めた審査をしていきたいと考えております。

私からは以上です。

文部科学省初等中等教育局国際教育課長 私からは、学校の教員の配置について、事実関係だけ少し補足させていただきますと、昨年、通常国会で法改正がありまして、それまで、外国人の児童・生徒の教員の配置というのは加配で措置してしまっていて、21.5人に1人で、先ほどお話があったとおりでございますが、加配というのは、予算の増減で安定的でないということでございますので、その法改正で18人に1人の基礎定数化ということでございますので、法律に基づいて、18人いれば1人配置がされるということで、昨年度から10年間かけて、これを実施させていただきたいというふうに進めているところでございます。

また、当然ながら、それでは数が足りないということでもあると思いますが、一つ、僻地

への散在地域への対応として、加配定数の一部を外国人児童・生徒のための加配ということでも残していくことにしておりますので、そういったところと、あとインターネットの活用等もございましたけれども、ポータルサイトもも作って、教材とかそういったものを、利用できるようなものを用意しているんですけども、ちょっと使い勝手が悪いものであったという指摘もありましたので、今年度それを作り直して、よりこういう散在地域で情報とか、自治体の支援とかが余り行き届いていないような学校でも、その先生方がそこで思い悩まずにできるようなものを作っていきたいというふうに思っております。

あと、先ほども少しありますが、ICTの翻訳アプリなどもいろいろ今、かなり進んできていますので、そういったことも活用できるような予算を、来年度の概算要求では計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

厚生労働省政策統括官付参事官 厚生労働省です。

医療関係でいろいろと御質問頂戴いたしました。御指摘いただいていますように、実はインバウンドの対応というのは非常に今、大変大きな問題になってきておまして、内閣官房を中心として、訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループというものが既に設けられて、これに対する総合的な対策を、この5月に取りまとめがなされたところでございます。

その中で、正に先生から御指摘いただいているように、かなり幅広くやはり体制の整備から始まって、また医療通訳の在り方も含めて、それから、実際に外国人の方を受け入れる医療機関のほうの受入れ体制の問題なども当然ございますので、そういった体制の在り方をどうするかといったこと整理していかなければいけないということで、現在それぞれ、検討項目多岐にわたっておりますけれども、そういった取組を現在進めているところでございます。

この中には、当然在留される、今回新しい資格で来られる方も含めて、体制ということにも当然なってくるかと思しますので、こういった取組を更に活用しながら考えていく必要があるのではないかなと思っております。

なお、医療通訳については、通訳者そのものが医療機関にいる必要性は必ずしもないわけです。これは、ある意味、中核的な医療機関であれば、そういったケースもあり得るかと思いますが、場合によっては、例えば、電話通訳を活用するとか、あるいはICTで、スマホでもそういったアプリがございますので、そういったものを活用しながらやっていくといったことも含めて、対応を考えていくということを進める必要があるかなというふうに思っております。

以上です。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 国税庁からお願いします。

国税庁課税部個人課税課長 国税庁でございます。

頂いたお話は、社会保険利用適用事業所内の加入漏れですとか保険料の不払について、対応を検討しているかというお話の流れの中で、税についてもちゃんと対応するようにという御指摘だと理解しております。

資料1の11ページにもございますが、社会保険料との関係では、国税庁から法人事業所に関する情報提供を行っておりまして、こちらの情報を厚労省で御活用いただければと思っておりますし、税に関して言えば、その税をきっちり取るというのは国税庁の正に仕事です

ので、適切に対応してまいりたいと思います。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） 総務省いかがですか。よろしいですか。

それでは、最後になりますが、政府側から、外務省から御発言をお願いします。

外務省領事局外国人課長 外務省です。

時間もないので、駆け足で申し上げますが、今回の検討項目3の(1)の のところで、例えば、相談窓口の設置ですとか、安全・安心な生活、就労のために必要な基礎的情報の提供が掲げられておりますけれども、そういったものについて一言だけ申し上げます。

前回の会合で申し上げましたけれども、この外国人材の受入れ、どのように共生が図られているかは、諸外国でも関心が高うございまして、二国間関係ですとか、国際社会での日本の評判にもかかってくると認識しております。実際、アメリカの国務省が発表している人身取引報告書でも、例えば、技能実習制度についていろいろと厳しい指摘がなされていて、日本政府が再三説明をしてきているという現状がございます。

そのような中で、今回の検討の方向性、今申し上げたようなことが記載されておりますけれども、個々の受入れ制度の制度設計とは別に、スキーム横断的な「検討の方向性」、総合的対応策で、今例示したような施策を今後政府内で議論してまいりますけれども、そのような問題にもしっかりと対応することが、はっきり分かるような形で仕上げられたらいいと、外務省として考えております。その上で、我々といたしましては、きちんと日本の制度が諸外国に理解していただけるように、在外公館を通じてきちんとした広報に努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

法務省大臣官房審議官（入国管理局担当） それでは、そろそろ時間になりましたので、本日の意見交換はこのあたりで終了させていただきたいと思います。

御出席の皆様におかれましては、貴重な御意見、御指摘ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の検討会を終了いたします。

なお、次回の検討会ですが、10月24日水曜日、15時から17時の開催を予定しております。また後日、事務局から御連絡をいたしますので、よろしく願いを申し上げます。

本日はお忙しい中御出席賜りまして、誠にありがとうございました。

- 了 -